

周防灘資源管理検討会（仮称）について（案）

平成24年度以降の周防灘における資源管理に関する協議を行い、必要な資源管理措置についての検討を行うため、周防灘を地先海面とする山口県、福岡県、大分県の行政（資源管理協議会）及び研究機関と、周防灘を管轄する瀬戸内海漁業調整事務所及び瀬戸内海水産研究所による周防灘資源管理検討会（仮称）（以下、「検討会」とする。）を実施する

検討会は、周防灘における資源管理のための行政（資源管理協議会）及び研究機関の情報交換及び協議・調整の場として位置づけ、瀬戸内海漁業調整事務所が事務局となり、年1回程度開催する。

当面の進め方については、以下のとおりとする。

1. 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画のフォローアップ

周防灘におけるマコガレイ等7魚種に対する小型底びき網漁業の資源管理措置の実施状況、資源量、漁獲量等について、検討会にて定期的に確認を行う。確認事項は、瀬戸内海広域漁業調整委員会等で適宜報告することとする。

2. 広域魚種の管理措置の検討

単県での管理が難しい、広域に回遊分布する魚種の資源管理について検討を進めるべく、検討会にて情報交換を行う。

3. 新たな資源管理措置の検討

周防灘における小型機船底びき網の新たな資源管理措置の必要性について、検討を行う。